

I 平成 22 年国勢調査の概要

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 22 年国勢調査はその 19 回目に当たる。

調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 22 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 22 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 22 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 22 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 15 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 5 項目、計 20 項目について調査した。

調査の方法

平成 22 年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員 - 世帯の流れにより行った。

調査は、総務大臣により任命された約 70 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査票を調査員又は市区町村に提出する方法により行った。

調査票の提出は、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法とした（名古屋市の場合、郵送を原則とした。）。また、東京都においては、インターネットによる提出も選択できる方法とした。

集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供等については、「平成 22 年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」をご参照いただきたい。

名古屋市としての公表については、総務省公表の後、名古屋市分を取りまとめ順次公表。

平成22年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集 計 区 分		集 計 内 容	産 業 分 類	職 業 分 類	集計 対象	表章地域	全国結果の 公表時期 ○ は予定	結果の公表 及び 提供の方法
速 報 集 計	人口速報集計	人口及び世帯数の早期提供	-	-	全数	全国、 都道府県、 市区町村	平成23年2月25日	インターネットを利用する 方法等によって公表。 人口は官報に公示。
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期 提供	小 分 類	小 分 類	約 1/100	全国、 都道府県、 人口20万以上 の市	平成23年6月29日	インターネットを利用する 方法等によって公表。 おって、報告書を刊行。
基 本 集 計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び 外国人、高齢者世帯等に関する結果	-	-	全数	全国、 都道府県、 市区町村	平成23年10月26日	集計が完了した都道府県から 順次、インターネットを利用する 方法等によって公表。おって、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び 世帯数(確定人口・世帯数) は2回に分けて官報に公示。
	産業等基本集計	人口の労働力状態、就業者の産業別 構成に関する結果及び夫婦と子供の いる世帯等に関する結果	大 分 類	-			平成24年4月24日	
	職業等基本集計	就業者の職業別構成及び親子の同居 等の状況に関する結果	大 分 類	大 分 類			平成24年11月16日	
抽 出 詳 細 集 計		就業者の産業、職業別構成などに 関する詳細な結果	小 分 類	小 分 類	抽出	全国、 都道府県、 市区町村	(平成25年10月)	集計が完了した都道府県から 順次、インターネットを利用する 方法等によって公表。おって、報告書を刊行。
従 業 地 ・ 通 学 地 集 計	従業地・通学地による人口・産業等 集計	従業地・通学地による人口の基本的 構成及び就業者の産業別構成に関する 結果	大 分 類	-	全数	全国、 都道府県、 市区町村	平成24年6月26日	集計が完了した後、インタ ーネットを利用する方法等 によって公表。おって、報 告書を刊行。
	従業地・通学地による職業等集計	従業地による就業者の職業別構成に 関する結果	大 分 類	大 分 類			平成25年2月19日	
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業、職業別 構成に関する詳細な結果	中 分 類	中 分 類	抽出	全国、 都道府県、 人口10万以上 の市	(平成25年10月)	
人 口 移 動 集 計	移動人口の男女・ 年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	-	-	全数	全国、 都道府県、 市区町村	平成24年1月31日	同 上
	移動人口の産業等 集計	移動人口の労働力状態、産業別構成 及び教育に関する結果	大 分 類	-		全国、 都道府県、 人口20万以上 の市	平成24年7月31日	
	移動人口の職業等 集計	移動人口の職業別構成に関する結果	-	大 分 類		全国、 都道府県、 人口20万以上 の市	平成25年3月26日	
小 地 域 集 計	人口等基本集計に 関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な 事項の結果	-	-	全数	町丁・字等、 基本単位区、 地域メッシュ	該当する基本集計等の 公表後、速やかに公表。	集計が完了した都道府県から 順次、閲覧に供する方法 等によって公表。
	産業等基本集計に 関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業 別構成に関する基本的な事項の結果	大 分 類	-				
	職業等基本集計に 関する集計	就業者の職業別構成等の状況に 関する基本的な事項の結果	-	大 分 類				
	従業地・通学地による人口・産業等 集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する 基本的な事項の結果	-	-				
	移動人口の男女・ 年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事 項の結果	-	-				

注1) 上記の集計のほか、基本集計等公表後の新たなニーズに対応して、追加集計を行う。

注2) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

注3) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

Ⅱ 用語の解説

【人口】

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成22年国勢調査の概要「調査の対象」を参照のこと。

【年齢】

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

【配偶関係】

- 未婚 まだ結婚したことのない人
- 有配偶 届け出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死別 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 妻又は夫と離別して独身の人

【世帯の種類】

- 「一般世帯」
 - ◆住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
 - ◆上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
 - ◆会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- 「施設等の世帯」（世帯の単位は、原則として下記の1、2及び3は棟ごと、4は中隊又は艦船ごと、5は建物ごと、6は一人一人である。）
 - ◆1. 寮・寄宿舍の学生・生徒
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
 - ◆2. 病院・療養所の入院者
病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
 - ◆3. 社会施設の入所者
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
 - ◆4. 自衛隊営舎内居住者
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
 - ◆5. 矯正施設の入所者
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
 - ◆6. その他
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

【世帯の家族類型】

- 親族のみの世帯
二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- 非親族を含む世帯
二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- 単独世帯
世帯人員が一人の世帯

【3 世代世帯】

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3 世代世帯は含まない。

【母子世帯、父子世帯】

- 母子世帯
未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯
- 父子世帯
未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯
- 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）
未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員（20 歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯

【高齢単身世帯、高齢夫婦世帯】

- 高齢単身世帯 65 歳以上の人一人のみの一般世帯
- 高齢夫婦世帯 夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

【住宅の所有の関係】

- 持ち家
居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
- 公営の借家
その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
- 都市再生機構・公社の借家
その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。
※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
- 民営の借家
その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
- 給与住宅
勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。
※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
- 間借り
他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

【住宅の建て方】

- 一戸建
1 建物が 1 住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。
- 長屋建
二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」も含む。
- 共同住宅
棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。
※1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含む。

- その他
上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

【労働力状態】

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したもの

- 労働力人口 就業者と完全失業者を合わせた人

◆就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

■主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

■家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

■通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

■休業者

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

◆完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

- 非労働力人口 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く。）

◆家事 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

◆通学 主に通学していた場合

◆その他 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

【労働力率】

「労働力率」とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいう。

$$\text{労働力率（％）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

【従業上の地位】

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分したもの

●雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

- ◆正規の職員・従業員
 - 勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
- ◆労働者派遣事業所の派遣社員
 - 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
- ◆パート・アルバイト・その他
 - ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
 - ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
- 役員
 - 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
- 雇人のある業主
 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
- 雇人のない業主
 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
- 家族従事者
 - 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
- 家庭内職者
 - 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

【産業】

就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類。）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

個々の分類の定義や内容例示については「平成 22 年国勢調査に用いる産業分類」参照のこと。

（URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/pdf/sangyo.pdf>）

産業大分類を 3 部門に集約した場合の区分は以下の通り。

- 第 1 次産業
 - A 農業、林業 B 漁業
- 第 2 次産業
 - C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
- 第 3 次産業
 - F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業
 - J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業
 - M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉
 - Q 複合サービス業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

【職業】

就業者について、調査週間にその人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん従事している仕事の種類。）。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

個々の分類の定義や内容例示については「平成 22 年国勢調査に用いる職業分類」参照のこと。

（URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/pdf/syokugyo.pdf>）

【従業地・通学地】

従業地・通学地とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次の通り区分している。

- 自区
 - 従業・通学先が常住している区と同一の区にある場合
- ◆自宅
 - 従業している場所が、自区の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

- ◆自宅外
 居住地と同じ区に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合
- 市内他区
 同じ市の他の区に従業地・通学地がある場合
- 県内他市町村
 従業・通学先が居住地と同じ県内の他の市町村にある場合
- 他県
 従業・通学先が居住地と異なる都道府県にある場合

【夜間人口・昼間人口】

- 夜間人口（常住人口）
 調査時に調査の地域に常住している人口
- 昼間人口（従業地・通学地による人口）
 常住地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口
 - ◆A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口
 - ※流出人口は、A市からA市以外への通勤・通学者数
 - ※流入人口は、A市以外からA市への通勤・通学者数

【昼夜間人口比率】

次式により算出され、100 を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100 を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示している。

◆A市の昼夜間人口比率＝（A市の昼間人口／A市の夜間人口）×100

統計表中の符号

本書の統計表中で用いている符号の用法は、次の通りである

- 「O.O」…単位未満
- 「—」…該当数値のないもの
- 「×」…数値を秘匿するもの
- 「…」…不詳